

## 令和7年度第1回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会会議録

議題	1 報告 (1) 茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画に係る取組スケジュールについて 2 議題 (1) 第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画策定に向けた調査について (2) 障がい児者向けアンケートについて (3) 障がい児者向けヒアリングについて (4) 市民向けアンケートについて (5) 事業者向けアンケートについて (6) 自立支援協議会向けヒアリングについて
日時	令和7年7月16日（水）14：05～15：45
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者	松爲委員長、瀧井副委員長、西表委員、高丸委員、作間委員、上杉委員、山田委員、廣田委員、鈴木委員、柴田委員、萩谷委員、横山委員、瀬川委員、渡部委員、田中委員 (欠席委員) 成島委員、小寺委員、湊委員、北海委員、安田委員 (事務局) 谷久保福祉部長、大八木主幹、平山課長補佐、荒井課長補佐、前田課長補佐、鈴木副主査、松原主任、小田主事
会議資料	次第 資料1 茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画に係る取組スケジュール 資料2 第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画策定に向けた調査について 資料3-1 障がい児者向けアンケート調査実施方法 資料3-2 障がい児者向けアンケート 資料4 障がい児者向けヒアリング調査実施方法 資料5-1 市民向けアンケート調査実施方法 資料5-2 市民の方向け障がいに関するアンケート 資料6-1 事業所向けアンケート調査実施方法 資料6-2 市内障害福祉サービス事業所向けアンケート 資料7 自立支援協議会向けヒアリング調査実施方法 参考資料
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	0名

### ○事務局（大八木主幹）

それではただいまから令和7年度第1回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会を開催させていただきます。

本日は、事前に欠席のご連絡をいただいております委員もいらっしゃいますが、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第5条第2項の規定により、過半数の委員のご出席をいただいているため、会議は成立となります。

それではこの後の議事につきましては、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第5条第1項の規定により、松爲委員長に進めていただきます。松爲委員長よろしくお願ひいたします。

### ○松爲委員長

それでは議事に入ります。すでにお手元にある次第の通り、膨大な量になっております。アンケート・ヒアリング全般に関して、項目を作らなければならないため、皆さん効率よ

い、議事進行に対してご協力していただけたとあります。

それでは、最初に報告事項につきまして、茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画に係る取組スケジュールについて、事務局からご説明よろしくお願ひいたします。

○事務局（鈴木副主査）

それでは、茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画に係る取組スケジュールについて、報告いたします。資料1をご覧ください。

「推進委員会・推進調整会議」の行に、今後の委員会の開催予定を記載しています。

前回の委員会において、令和7年度は、7月と8月の2か月連続で委員会を開催し、課題抽出のためのアンケートの内容などを、2回に分けて検討する予定とご説明しておりました。

しかしながら、昨年度のスケジュール案より前倒してアンケートやヒアリング調査を実施することで、年度末に調査結果の取りまとめや、課題を整理する機会をつくりたいと考えています。

そこで、アンケート調査等の内容検討に関しては今回のみとし、年度末に今年度2回目の委員会を開催する予定です。調査等の結果をそこで報告することで、得た課題等を整理し、今年度の調査からスムーズに次年度の計画策定へ移行できればと思います。そのため、資料上で推進委員会の丸印を7月と3月に記載しております。

一部繰り返しになりますが、アンケート調査等を実施する前の委員会は今回のみとし、後ほどご説明するアンケート調査等の素案に関してご議論いただきます。後日、議論の内容に応じて修正したものを、アンケート調査等を実施する前に、委員の皆様に、書面の送付等によりご報告いたします。そして、アンケート調査等を実施し、その結果を取りまとめたものを今年度末に実施する第2回の委員会でご報告する予定です。

○松鴻委員長

ご覧になった通り、今回の委員会のもとでアンケート全項目についてきちんとチェックし、中身を検討することになります。

今回の結果に基づきましてアンケートを実施することになりますので、アンケート全般に関しての皆さんのご議論、是非ともよろしくお願ひいたします。

それでは、議題（1）第8期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定に向けた調査について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（鈴木副主査）

それではまず、議題（1）第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画策定に向けた調査についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

本資料は、今年度実施する予定のアンケート調査等を、一覧的に記載したものになります。

これらの調査は、来年度に第8期の計画を策定するにあたり、困りごとやニーズなどの基礎データを得るために実施するものです。

調査の種類に関しては、前回の調査とほとんど変更はございませんが、1点、自立支援協議会への調査に関して、アンケート調査からヒアリング調査へ変更する予定です。それぞれの調査項目等の詳細は後ほどご説明いたしますが、調査の種類や内容を、前回調査から大きく変更しないことで、前回調査からの推移を検証するなど、傾向も確認したいと考えています。

なお、資料に記載はありませんが、当事者へのアンケート調査とヒアリング調査において、コンサルティング企業に一部業務を委託する予定としております。他自治体等で同様の障がい者に関する計画策定に携わったことのある企業と契約を締結する予定であり、アンケート調査では調査票の発送や回収、集計等を、ヒアリング調査では調査に同席いただく方向で調整しています。また最終的な報告としては、それら調査結果に対して、国、県、福祉業界の動向や他団体の事例等を踏まえた分析等も実施いただく予定としています。

各種調査の詳細については後ほどご説明いたしますが、今年度実施する調査の全体像は本資料のとおりです。説明は以上になります。

○松鴻委員長

今年度の調査の全体像を事務局からお示しいただきました。

前回と違うのは、自立支援協議会については、ヒアリングにより丁寧に聞くということで、少し調査の仕方が変わっております。

全体像に関しては、以上とし、この後順次調査について説明されていきますので、その際に

また改めて皆さんのご意見を伺いたいと思います。

では、次に議題（2）障がい児者向けアンケートについて、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（鈴木副主査）

議題（2）の障がい児者向けアンケートについて、ご説明します。まずは資料3-1をご覧ください。本資料は、当事者向けアンケート調査の実施概要を記したものになります。

こちらの資料ですが、1点誤りがございます。下段の難病について、369疾患と記載がありますが、現在は376疾患となっておりますので、訂正をお願いします。

本調査の実施時期としては、9月ごろを予定しており、回答期間は3週間程度設け、紙の調査票を郵送または手渡しで配布し、返送もしくはインターネットで回答いただく予定です。

調査対象は本資料のとおりですが、国から新たに計画策定の指針として、「令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関する支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする」とされたことから、支援ニーズ等を把握するため、調査対象として追加しました。

調査の総数は据え置きとするため、他の調査対象者数とのバランスを考慮し、発達障がいや高次脳機能障がい、難病の配布数を減らし、調整する予定です。

続いて、資料3-2をご覧ください。当事者向けアンケート調査における、それぞれの質問事項と選択肢の案になります。前回調査からの推移等も検証するため、質問項目や選択肢は基本的には前回調査を踏襲しています。グレーで色付けている箇所は前回調査から変更・追加を検討している箇所、黒で色付けし白字としている箇所は前回調査から削除を検討している箇所になります。

主な変更点として、まずは問7から問7-5をご覧ください。

前回調査では、障害福祉サービス等を利用しているか、利用している場合は利用しているうえでの困りごとを確認する項目となっていました。今回の調査では、障害福祉サービス等を利用している場合には、具体的に何のサービスを利用しているかを、問7-1で確認しています。また、問7-2での困りごとに「希望通りの時間や日数の利用ができない」という選択肢を追加し、問7-3でその理由を確認しています。

この追加については、現計画を策定した際に、障害福祉サービス等の利用ニーズの把握について議論がなされたことに起因しています。現計画の第4章において、障害福祉サービス等の利用量および今後の見込み量について記載しておりますが、この見込み量が、基本的に各サービスの利用実績に基づき推計値を算出したものとなっているため、使ったかったけれども何らかの理由で使えなかったものなど潜在的なニーズが反映されていないのではないかという議論がありました。

そこで、この設問を設け、次期計画で見込み量を算出するための参考とする予定です。

また、問7-4と5では、本市が全国的に見てもセルフプラン率が非常に高くなっていることから、その要因等を調査するため追加しています。

次に、問25と問27をご覧ください。第6期計画で掲げていた日中一時支援事業の推進に対する取組状況の確認や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する影響確認など、時事的な設問として設定していたものであることから、削除する予定としております。

その他、養護学校となっていた箇所を支援学校とするなどいくつか軽微な修正はしておりますが、大きな修正事項等は以上になります。

当事者向けアンケート調査について、ご説明は以上になります。

○松鶴委員長

それでは、このアンケートにつきまして委員の皆さんからご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

○柴田委員

すごく単純なところですが、こちらの調査は、ルビは振られますか。

○事務局（鈴木副主査）

障がい種別などに応じて、ルビを振るべきところに振る予定です。

○鈴木委員

現場に入っていて、車椅子の方を歩道で押して介助する機会がありますが、歩道によっては

傾斜が結構きつくて押している介助者すらすごく苦労するような歩道もあります。

であるならば、ご本人様にしてみたら相当な負担で場合によっては歩道が歩道として活用されてないんじゃないかなというのがすごく感じられます。

こういうことについて、アンケートの中にもし盛り込むことができるのであれば、それも大事かなと思ったところです。

○事務局（鈴木副主査）

問43のバリアフリー化の設問で、道路（歩道や交差点など）という選択肢を設けていますが、これよりももう1歩踏み込んだ方がよいでしょうか。

○鈴木委員

ご本人がこれを見て回答できるのであればよいとは思いますが、実際、私が体験した身として、しっかりとそのあたりがアンケートに出てくるとよいかなと思ったところです。

○松鴎委員長

アンケートで出てこない分に関しては個別ヒアリングもありますので、このアンケートで分からぬところなどは、もう少し感覚的に厳しいということをヒアリングのときにお話してくださいた方がいいかなと思います。事務局どうですか。

○事務局（鈴木副主査）

アンケートの画一的な質問では足らないところは、ヒアリングで深掘りしていきたいと思います。また、そういった他課に要望が出ているようなこともあるかと思いますので、ちょっと確認させていただきながら進めたいと思います。

○上杉委員

前回、今回は参加してない委員からあった意見で、特に重症心身障がいの方などなかなか外出が大変な方たちへのヒアリングは、ご自宅訪問みたいな形でしていただけないのかなって思っています。

あともう1点。対象とする発達障がいについて、手帳を持ってない人という条件がついています。手帳を持ってない方もいなくはないとは思いますが、発達障がいであっても、戦略的にみんな手帳を持つようにしていて、やはり手帳を持たないと支援が受けにくくなるためです。そのため、その手帳を持ってないという条件になると、かなり絞られてしまいます。

○松鴎委員長

これはなくすわけにいかないですか。

○事務局（鈴木副主査）

手帳をお持ちの方は、この上段の手帳所持者数の方でお調べする予定です。

○上杉委員

発達障がいの人に関しては、発達障がい手帳がないので、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取っています。そのため本来の主たる障がいでもらっている手帳ではない場合が多く、手段として手帳を持っているだけなのです。

しかし、発達障がいというのが主たる障がいで、そのことで聞き取りをしてもらいたい人はたくさんいます。カウントの問題でこのようになっていると思いますが、自閉症児者親の会にどなたかいませんかというお問い合わせがあるときに、手帳を持ってない人を探すのは結構大変なので、外してもらえないかとお願いしました。

○事務局（鈴木副主査）

上杉委員のおっしゃるように、人数的に難しいということであれば、主にという格好にさせていただいて、手帳をお持ちでない方を中心にご紹介いただいて、ただ手帳をお持ちの方も調査対象とできるような形にさせていただくのはいかがかなと思います。

それぞれのこちらに記載のあるように関係団体や、相談支援事業所、地域活動支援センターの皆様に、配布を依頼させていただきますので、配布いただいた方に関しては、うちの方に情報いただければ、この上段の手帳所持者の方からは削除できるように何とか調整してみようかなど思いますので、そういった形でいかがでしょうか。

○上杉委員

難しい作業ですがお願いします。手帳を持っていなくて発達障がいの方の多くは、自分は発達障がいなんかじゃないって思っている人もいますので、ちょっと工夫をお願いします。

○松鴎委員長

最初に言おうと思ったのですが、今の資料3-1、ご指摘ありました一番下の部分は数のずれがありませんか。発達障がい・高次脳機能障がい、難病に関して前回は50・50で、今回の場合には40・40で減らしていますが、強度行動障がいが0から40だと数が合わないと思いますが。

○事務局（鈴木副主査）

その分は上の手帳の割合の母数が減ってくるという形になってくるかと思います。

そうしたときにバランス感をちょっとと考えさせていただいて、この下段の2つを10ずつ減らさせていただいております。

○松鴻委員長

なるほど。わかりました。

○山田委員

単純な表現のことで問12、その中の5番に、「将来のこと（進学、就職）」という表現がありますが、将来のことというとかなり広い範囲があって、1から4までのことも含まれますし、同じように、問30の中に将来の生活云々っていうのがあり、1から4まで選択肢があります。場合によってはもっとはつきりと例えば「進学、就職のこと」とするなど明確にした方がよいのではという気がいたしました。

○松鴻委員長

たしかに将来って非常にアバウトですね。問12とそれから問30との関連で事務局どうですか。

○事務局（鈴木副主査）

問12の方を中心に修正した方がよろしいでしょうか。

この左側の黒丸があるように、児童の方に向けてアンケート調査をする際に設定してある設問にはなるのでそういうところも勘案してというところがあります。

○松鴻委員長

問12のところの選択肢5の将来のことのこのような形の方がいいのかそれとも、将来のことと書かずに進学、就職のことと書くか括弧でより方向性を明確にするか。

○事務局（鈴木副主査）

わかりました。「進学、就職のこと」という形で修正します。

○上杉委員

さきほどの説明を聞き漏らしたと思いますが、問25は何でやめるのでしょうか。

○事務局（鈴木副主査）

第7期の計画では特に日中一時支援事業の推進というような項目立てをしていませんので、その日中一時支援事業単体に絞って、取組状況がどうかというような設問を設定することに意味があるかなと疑問に思ったため、設問を削除しようと考えております。

○上杉委員

現実的には日中一時支援事業所が非常に少なく、就労継続支援B型を利用している方が数年前から使えなくなるなど、そういうことがあって非常に現場では問題視をされており、そういう現状がありますが。

○事務局（鈴木副主査）

そういうことであれば残す方向でも全然構いません。こちらは削除しないというところで調整させていただきます。

○田中委員

希望通りの時間や日数の利用ができない理由についてですが、実績値からの算出だとちょっと見えない潜在的なところを深掘りしていただくことは大変ありがとうございますが、もし可能でしたら、何のサービスが使えなかつたのかというところをもう少し聞いていただければ、今後の参考になるかなと思いましたので、よろしくお願ひします。

○事務局（鈴木副主査）

問7-1からの連続性の中で、7-1で利用しているサービスに対しての設問というイメージでしたが、ちょっとどういうふうなやり方がよいか検討します。

○渡部委員

問28の選択肢の1番で「企業等で正社員として働いている（就労定着支援を含む）」で2番は「アルバイト・パートで働いている」と書いてあります。最近の働きの状況を見ると、アルバイト・パートで働いている方で就労定着支援を含む方が割と多く、この1と2の違いは何でしょうか。

○事務局（鈴木副主査）

前回は単純に正社員として働いているのかアルバイト・パートで働いているのかというところだったので、今のご指摘の通り、そういった状況があるということであれば、就労定着支援を含む、という文言を入れた方が、現実に即しているということでしょうか。

○渡部委員

もし可能であれば入れていただければと思いました。

○松鴉委員長

他に大丈夫ですか。

では、続きまして今度は議題（3）に入っていきます。障がい児者向けヒアリングについてです。

○事務局（鈴木副主査）

議題（3）の障がい児者向けヒアリングについてご説明します。資料4をご覧ください。

こちらも基本的には前回調査を踏襲しており、調査対象の方々を協力団体の皆様にご紹介いただき、ヒアリング形式で皆さんを感じている課題感等を深堀していきたいと考えています。調査対象としては、医療的ケアの方と、アンケート調査同様の理由で強度行動障がいの方を追加しており、協力団体としては、それぞれ、肢体不自由児者父母の会と自閉症児者親の会の皆様にご協力いただきたいと考えております。

なお、冒頭にご説明したとおり、本調査には、コンサルティング企業が同席する予定です。

また、実施時期に関して、1点訂正がございます。11月から12月と記載がありますが、8月から10月までにご修正ください。各種調整が順調に進めば、8月ごろから調査を実施し、10月ごろまでには調査を完了させたいと考えております。先程ご説明したコンサルティング企業との契約状況により実施時期が動く可能性がございますが、報告書の作成などもございますので、10月ごろには終えたいと考えております。

そのため、協力団体の皆様へは、早ければ7月から順次ご連絡させていただき、団体ごとに対象者のご紹介や日程、ヒアリングテーマの調整などをさせていただきたいと思います。

また、ヒアリングには、当事者だけでなく、団体の方も同席した方が良いのではないかなどのご意見もいただいておりますので、当事者の声を聴く環境を整えるという趣旨のもと、実施方法等もそれぞれの団体と個別に調整したいと思います。

当事者へのヒアリングにつきまして、

説明は以上になります。

○松鴉委員長

では、障がい児者向けヒアリングに関して皆さんご意見ご質問等ございましたらお願ひします。

○柴田委員

ヒアリングについて、協力団体が空欄の内部障がいや難病に関しては、個人のヒアリングという解釈でよろしいでしょうか。それとも、こここの会議でどなたかを紹介するといったところも議論になるなんでしょうか。

○事務局（鈴木副主査）

前回は、それぞれ市で調整させていただき、対象の方に直接お声がけをさせていただいてヒアリングしていますので、今回もそのような形でやる方向で考えております。

○上杉委員

今回初めて強度行動障がいが入り、協力団体がうちになっていますが、今ご説明があった通り、その場にパッと来て、はいヒアリングってわけにはなかなかいかない状態の人ですので、かなり準備が必要だと思います。そこも含めてやっていただけると理解してよろしいでしょうか。

例えば、何回か事前に来てもらって、その方と関係性を作るなど、そういうところから始めるとい難しいと思います。あと育成会さんはここに入らなくても、よいのですか。

○瀧井副委員長

はい。該当する方がいないと思います。

○上杉委員

会の中で強度行動障がいに該当する方は多分いらっしゃらないんですね。わかりました。

○事務局（鈴木副主査）

やり方は障がいの種別、状態像に応じて様々かと思いますので、そこは細やかにやらせていただければと思います。それぞれの団体の皆様の障がいの実情などに合わせて相談させていただければと思います。

○松鴎委員長

わかりました。

では、続きまして議題（4）に入っていきます。市民向けアンケートについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局（鈴木副主査）

議題（4）の市民向けアンケートについて、ご説明いたします。まずは資料5-1をご覧ください。

本調査は、障がいの有無にかかわらず市民の皆様へ調査することで、障がいの理解、意識についての基礎データを得ることなどを目的に実施するものです。

実施時期としては9月ごろからを予定しており、調査方法としては市のホームページや広報、SNSや障がい福祉課のアプリを用いて周知し、インターネットでの回答を原則とする予定です。

ただし、前回調査では、本庁舎1階のカフェドットコムにて、紙の調査票を用いて回答された方が多かったため、前回に引き続き、カフェドットコムや出張所などへ、紙の調査票の配架も依頼する予定です。

続いて、資料5-2をご覧ください。こちらも、グレーになっている箇所が前回調査から修正や追加をした箇所になります。

問3をご覧ください。インターネットにより誰でも回答可能となっていることから、念のため、茅ヶ崎市との関係性を確認する設問を設けました。

その他、問4の「知っている・聞いたことがある」との設問にて、選択肢にちがさき障がい者支援アプリと避難行動要支援者支援制度を追加したほか、いくつか軽微な修正をしておりますが、基本的には他の調査同様、前回調査から大きくは変えず、前回からの推移等も検証する予定です。

説明は以上です。

○松鴎委員長

では、この市民アンケートに関して皆さんご意見ご質問等ございましたらどうでしょうか。

○上杉委員

希望ですが、もし可能でしたら、去年の4月から実施が義務化された合理的配慮について、合理的配慮を知っていますかなど、それも言葉だけなのか、意味も知っているのかという質問があるといいなと思いました。

○瀧井副委員長

障がい名が記載されていますが、例えば知的障がいや身体障がいの記載はなく、発達障がいだけぽんと載っているのは少し疑問に思います。

○事務局（鈴木副主査）

こちらの形で前回調査していたので、このようにしましたが、全部なくした方がよいということであれば、そのようにいたします。

○瀧井副委員長

一部の障がい名が載っているからちょっと違和感があります。

○上杉委員

前回は3年前ですかね。今、発達障がいも結構ドラマにもなっていて、発達障がいという言葉については、結構みんな知っているのではないかなと思います。認知度がガーッと数年間で上がってきたから数年前は逆にこの選択肢の中に入ったのかなと思います。

そのためそういう意味では、今回は特にいらないかなと、当事者団体としては思います。

○事務局（鈴木副主査）

こちら削除する方向でよろしいですか。

○上杉委員

もし入れるとしたら逆に強度行動障がいの方がよいかと思います。

補足ですが、強度行動障がいという障がいはなく、あくまで状態ということで、ご認識をお願いいたします。

○柴田委員

今、発達障がいは確かにメジャーな言葉にはなっており、具体的な例えは先ほどから出てる強度行動障がいという言葉や、自閉症スペクトラムとASDなどちょっと細かくカテゴリーを設ける方がいいのかなと個人的には思います。

○上杉委員

今、柴田委員から言われて、そうだよなと思いました。もしここに市民の方に聞いていただぐとしたら、例えば、何でここに発達障がいが入っているのかというと、外から見て全然分からぬ障がいで、人によっては話もするので本当に分からないと思います。

そうしたことでもう1つ、知的障がいや発達障がい、精神障がいという、外から見て分からぬ障がいについて、その3つの区別が分かりますかという設問でもよいかなと思いました。

○松鴎委員長

他の人はどうですか。これは前回もあった項目ですよね。

○事務局（鈴木副主査）

そうです。これは前回調査にあった項目になります。

○松鴎委員長

市民の方々全体のこの障がいに対する理解の認知度を聞くような設問項目、趣旨はそうなっています。それを今言ったキーワードでやっていくのかどうか、或いはちょっと別の視点で質問の仕方を変えていくのかどうか、そのあたりもし皆さんアイデアがあつたらお願ひします。

○柴田委員

例えばASDやADHDについて、市民は、その言葉を聞いたことがあるというレベルだと思います。それが何かというところまで掘り下げる大変かなと思います。アンケートを取るにも、ただその言葉を聞いたことがありますかのレベルであれば、具体的に書いてもいいのかなと思います。

○松鴎委員長

この問4の項目は3年前と同じキーワードと項目で入れているのでしょうか。もしそうだとするとその段階のビフォーアフターで変化のデータ比較として、どこまで浸透しているか確認できますが。

○事務局（鈴木副主査）

こちらの選択肢は、アプリと避難行動要支援者支援制度の網掛けをしている2つ以外は、前回から同様の選択肢になっています。

○松鴎委員長

データ比較していけば、3年前よりどこまで浸透したかのエビデンスは出ることになりますよね。

○事務局（大八木主幹）

補足ですが、前回この市民アンケートの回答数は174件でしたが、そのうち発達障がいについて知っている・聞いたことがあると回答した人は実は172人で、一番多い回答になっています。

そのため、もし聞くのであれば発達障がいというのをそのままではなく、先ほど柴田委員がおっしゃったように、もう少し具体的な選択肢でもいいのかなとは思うので、もしよければアイデアをいただければ、事務局の方で検討させていただきます。

○事務局（鈴木副主査）

先ほど柴田委員にご説明いただいた感じでは、この設問はあなたが知っている・聞いたことがあるものはありますかとなっていますが、むしろ後段の聞いたことがあるの方に軸足を置いたほうがよいのではとの話だったかなと思いますが、設問の文面はこのままでよろしいでしょうか。

○柴田委員

正直、どちらも当てはまるのでどっちがいいと言ったところは、答えにくいところですが、聞いたことがあるレベルというその表面的なところであるならばこれでよいと思いますが、さきほどの事務局からの話では、多数の人はすでに知っているとすれば発達障がいからもう少し深掘りしてもいいのかなと思い、またそうするとその発達障がいという言葉は聞いたことがあるがその具体的なことを知らないという人がもしかしたら浮き彫りになってくるかもしれませんと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（鈴木副主査）

それを踏まえてちょっと検討させていただきます。

○松鴻委員長

今のお話を鑑みると、より具体的なワードを選定した方がよいのかなという気がするので、あとはもしアイデアをいただけるようであれば、皆様から後日でも構いませんのでお願ひします。

では、次に議題（5）事業所向けのアンケートについて説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（鈴木副主査）

議題（5）事業者向けアンケートについて、ご説明します。まずは、資料6－1をご覧ください。

本調査は、サービス提供側である事業者の皆さんに抱える課題等を把握するために実施するものです。こちらも他のアンケート調査同様、9月ごろに実施する予定とし、市内の全事業所に郵送等により紙で通知し、インターネットで回答していただく方法を予定しています。

続いて、資料6－2をご覧ください。

事業所向けアンケート調査に関しては、前回調査の回答率が良くなかったことなどから、設問を絞るなど修正しています。現計画の施策の方向性として掲げている「育てる」に関しては、他の調査では把握が困難であることから、主にそこに焦点を絞って修正しております。

そこで、問4・5及び8・9をご覧ください。施策の方向性の「育てる」と関連性の薄いこれらの設問を削除し、設問数を絞り込む予定としています。

次に問7をご覧ください。問7－1を新たに設け、人材確保の課題を深堀することで、先にご説明した「育てる」に関して、次期計画策定の基礎資料としています。

最後に、問10・11をご覧ください。先程、当事者向けアンケート調査でもお話ししましたが、今後3年間の各障害福祉サービス等の見込み量を算出するにあたり、事業所サイドが市場の今後の動向をどのようにとらえているか確認し、見込み量算出の参考とする予定です。

事業所向けアンケート調査の説明は以上です。

○松鴻委員長

では、これに関しての皆さんのご意見ご質問等ございましたらお願ひします。見た感じでは、施策に直接反映させるような格好で質問項目を構成している感じはしますが、今いろいろな施設の方々がいらっしゃいますから、現場の皆さんのご意見どうでしょうか。

○事務局（鈴木副主査）

事務局からもう1点よろしいでしょうか。

問7について、皆様にご意見をいただきたいと思います。選択肢で、以前は人材の確保に関して、確保の状況と負担感について、この2軸で4つの選択肢に分けて確認していましたが、負担感を確認するべきかどうかちょっと我々の方も悩んでいます。ここの負担感を把握したところで施策の具体的なところに繋げづらいのかなということで今回削除をして、確保できている、できていないの二択にしましたが、そういうことでよろしいかどうかぜひ現場の皆さんのご意見をいただきたいと思います。

○松鴻委員長

これ負担感ってどういう意味でしたっけ。

○事務局（鈴木副主査）

確保はできているけど負担感があるということです。

○松鴻委員長

人材の確保に関しての負担感があると、なかなか集まらないってことですかね。それをどう入れるかどうかですね。どうですか、実際現場の皆さんには、この設問のあり方について、

大丈夫でしょうか。

○上杉委員

この負担感は、確保するのが大変という意味の負担感とは私は思わなくて、確保はできたがこの人大丈夫かなといった質の問題が担保できない負担感と捉えたのですが、そうではないのでしょうか。その問題が今とても大きいと思っています。

○柴田委員

数も足りなければ質も足りないというのが実情ではないかと思います。人的な配置が賄えているのかというところに置いての設問と受け取ることでよいと思います。

○事務局（鈴木副主査）

現状はおそらくそういったところが中心で設問設定されていたのかと現在の事務局では理解していますが、確かに上杉委員のおっしゃることもごもっともかと思うので、そうすると聞き方をもう少し工夫しないと受け取り手によって、捉え方がまちまちになってくると思うので、どのように聞いて、どのように回答してもらうかを考える必要があります。質が足りていますかと聞くのはちょっとストレートすぎるかなと思いますので。

○松鴻委員長

問7-1で負担感を含めて、より詳しく書いてもらう感じでしょうか。問7はイエス・ノーで回答してもらうことでも悪くはないと感じます。ただ問7-1でどこまで書いてくれるか、でも現場からすると言いたいことがたくさんあるでしょうから、しっかり書いてもらったらよいと思いますが。

○上杉委員

例えば人の質について満足しているかとか、そのような書き方はどうでしょうか。当事者サイドとして一番気になるのが実はそこなので、ぜひ反映していただけるとありがたいなと思いました。

○松鴻委員長

課題となっていることの中で括弧書きで幾つか注釈書いてもらうというのはどうでしょう。アンケートの作り方としては、より具体的に記述の中身について焦点を絞って書いてもらうために、こういうやり方もあります。

○事務局（鈴木副主査）

問7-1のところでも少し例示を参考提示した上で、誘導する訳ではないですが、そうしたご意見もいただけるような形にしたいと思います。

○作間委員

法令順守に関する設問がありませんが、一番大切なことだと思いますがいかがでしょうか。

○事務局（鈴木副主査）

法令を順守して事業所運営をしているかどうかということでしょうか。

○作間委員

定期的な研修や周知など、そういうことを確認しなくてよろしいのでしょうか。

○松鴻委員長

結果として法令順守をしていない事業所もあるということですね。それがあるからニュースになるなど問題にもなっています。どうでしょう皆さん、アンケートだと基本的に順守していますという回答が来るとは思いますが。

○作間委員

法令順守として、具体的な項目をもう少し選択肢で羅列した方がわかりやすいかなと思います。法令順守するために、定期的な研修を受けていますので。

○松鴻委員長

具体的な選択肢、例えば人権の配慮に対する研修をしているかなどを作るかですね。どうですか。

○柴田委員

先ほどの問7-3の研修の項目の選択肢の中に具体的に権利に関する研修をしているかななど、もし設けるのであれば、ここに入れるのはどうでしょうか。

○松鴻委員長

研修の中身に対してのプログラムに関して、人権問題に対する環境のプログラムを持ってい

ますかという感じになるかもしれませんですね。

○事務局（鈴木副主査）

問7-3については、職員の人材育成に関する設問になっております。

○瀬川委員長

そうなんですよね。人材育成全般に関する研修ですよね。ただいま言った人権擁護を含めた、ここでもう少し焦点絞ってという格好ではちょっと違うかもしれませんですね。

○事務局（鈴木副主査）

あとはこちらのアンケートがあくまで計画策定に向けての基礎調査を目的とした調査ですので、この回答内容によって、今後、皆様に作成いただく計画の中で、施策として打って出すべき事象とかを捉えるのかどうかというところになってくるかと思います。

○作間委員

障がい福祉の事業所の質は、人材確保や人材育成が大切ですが、様々な法律に基づいて運営されているため、その周知や教育がないと、結局、支援員の質の向上やサービスの向上に繋がらないと思います。

○瀬川委員長

作間委員がおっしゃっていることはおそらく適切な法人事業所運営についての思想になると思いますので、やはりここで書いている人材育成とは違った部分になってくると思います。

○松鶴委員長

そういう項目を作るかどうかから始めなければいけない話だと思います。これまでの話はそうした項目をいきなり法令順守が云々ということよりも、具体的な話を落とした方が回答のしやすさがあるでしょうということでその1つとして、研修の中身云々といった文脈で今議論してきました。

今言ったこういった法令順守的なものを項目として入れるかどうか、最初の議論に戻りますが、他の方はどうでしょうか。まずこの項目を入れた方がよいのかどうか。

○事務局（鈴木副主査）

問3-1でサービスの提供にあたっての課題という設問があるので、これの根本としてその事業所運営や法令順守について、そこに入れるのはいかがでしょうか。

○松鶴委員長

実はそれも考えられますが、アンケートを回答する側からすると、15の選択肢を全部読み切ってやるかどうかです。全く新しい設問を作っていくのかどうか、それとも多様な選択肢の中の1つで入れ込むかどうかです。

○上杉委員

質問の仕方だと思いますが、できていますかできていませんかだと多分みんなできていますと回答するので、例えば法令順守に関わることであなたが課題だと思っていることがあればマルしてくださいというような言い方がよいのではないでしょうか。

○松鶴委員長

これに関してはいろいろ微妙なところがあるかもしれません、実際の施設関係の人たちに順次聞いた方がよいですかね。

○田中委員

私も上杉委員のおっしゃった方法であれば聞きやすいかなと考えていますが、具体的に法定の研修の実施が大変である、従業員全員に対する法令順守の周知の機会を作ることが難しいなど、主なものを3つとか4つぐらいの設問にして、あと少し自由記述みたいにすると、法令順守をしている、しているが少しここが難しいというのが出てくるとよいかなとは思います。

○渡部委員

私も同じではあります。細分化した方がよい気もしますし、おっしゃる通りざっくりばらんにやった方がちゃんと答えてくれるかもしれませんとすると、あんまり細分化すると、出て来ないかなという気もします。良い悪いというような考え方ではありませんが、もうAかBかといった感じで決める形になるのではないかなと思います。

○瀬川委員長

作間委員の意図はよく分かりますが、おそらく答えるのは現場の職員になるだろうと思います。管理者など法人運営に関わっている人が答えてくれるのかもよくわからないと思ったところ

ろがみそかなと思っております。そうすると、知りませんばかりのチェックが出てきますと、蓋を開けてみるとどうなんだろうという結果になるのは気になるので言ったところです。さきほど言ったようにそういう格好ではなく、例えば研修云々といった選択肢を作るかどうかだと思います。または、選択肢を設げず自由記載とするかだと思います。

○松鴎委員長

さきほど事務局の案としては無理に入れなくてもという提案でしたが、委員会としてはやはり入れた方がよいという皆さんのご意見ですが、いろいろな人のご意見も確認しておきたいのはどうでしょう。

○作間委員

混乱させる意図は全くありませんでしたが、運営する側の立場としては、法令順守はすごく大切で、当然決められたことに則って運営しないと罰則もあります。給付金をいただいて運営していますので、場合によっては給付金を返すなどご存じの通りニュースで報じられたように、決められたサービスを提供しないと営業停止もあります。つまりそれだけ重要なことです。私たちとしては、人権擁護、虐待防止など、様々な法律を守ることはもとより、様々な法令順守ということは頭に置いて、私の場合は運営をしていますが、一方、利用者側の立場からすると、法令を順守していくことが当たり前という気持ちでそのサービスを利用していると思います。当然、その信頼関係の上に成り立っているにも関わらず、そのチェックや方針など、そういうことをあぶり出すようなアンケートはなくていいんですかという疑問だったのです。別に必要ないのであれば必要ないでもよいですし、ことさらその項目を設けてくれっていう訳でもないですし、茅ヶ崎市としての意識はどうなのかを知っておきたかった訳です。

もしそういう法令順守を重視してないような事業所があるのであれば、当然、茅ヶ崎市の施策として何かしら研修などを設けなければならないと思いますので。

○松鴎委員長

もう1回改めて再確認しますが、このアンケートの目的をどこに置くかです。

つまり、今言ったこうしたサービスの事業所に対して、より適格に運営してもらうよう市として管理監督とまでは言わないとしても、アンケートの1つの目的として、サービスの質の向上などを目指した把握をしていただいてもいいのかなとも思いますかがいかがでしょうか。

○渡部委員

例えば事業所長など法人の運営する人に対して、このアンケートを回答してくださいということはできるものなのでしょうか。回答するしないはもちろんその法人によると思いますが、やはり作間委員が重視されている内容に対して市としての意識も含めて、それぞれの事業所がしっかり考えてもらわなければいけないとこだと思うので、代表としての意見を反映させたいですというような形で、設問のアンケートを聞いたりすることはできるものなのかどうなのでしょうか。

○事務局（鈴木副主査）

とすると、やはり設間に回答者欄を設けて、きちんとその代表者が回答しているかどうか確認するような手法になってしまふかと思いますが、今回は計画を作成するための調査というのが大前提としてあります。その基礎情報としてどのような情報が必要かというところが、基本的には計画策定に関わる資料として限定してアンケートの項目を決めていくという立ち位置にあります。

○松鴎委員長

その枠からすると今の話は場合によってはちょっと別の視点で、1回ヒアリングして内容を集め直すという手も考えなければということでしょうか。

○事務局（鈴木副主査）

事業所運営の実態調査のようなものとは一線を画す調査であると我々としては捉えております。監査などの話になってきますと、所管の話はあまりしたくはありませんが、やはり県なども絡む話になりますので、この調査でそこをやることが適切かどうかというところです。

○松鴎委員長

このアンケート調査をする趣旨に関して、市はそのように意図しているということは分かりました。その点も踏まえ、委員会としてどうするかを皆さんのご意見、最後にまとめておきたいと思います。

○鈴木委員

今回のアンケートの結果で、それが具体的に出たものに対して具体的な施策に繋がっていくという内容のものですが、市として具体的な施策をイメージできるような質問項目ができるのであれば入れた方がよいかなと思いますが、その見通しが持てないのであれば、やはり単なる回答だけで終わりもったいないと思うので、市に一任してもよいのかなとは思います。

○横山委員

先ほどの中でも、問3-1に関しては、委員長がおっしゃられた通り15項目だと多いと思うので、人材や運営の関係の部分と、利用者の部分とあとその他のような項目もあるので、少し細分化して、さらに、作間委員のおっしゃられたような項目も立ててもよいのかなと思います。

また、別のことになってしまいますが、問3で障害福祉サービスごとに複数回答して下さいと説明しているかと思いますが、複数の事業を行っている事業者も多いと思いますので、この部分は実際にどれぐらい回答が得られるものなのでしょうか。

○事務局（鈴木副主査）

まず、問3の障害福祉サービスごとのところは、ここの色付けをし忘れていましたが、この注釈に関しては今回から設定したものになっております。これまで特段複数回答してもらうような仕立てにはなっておりませんでしたが、やはり1つの事業所で複数事業やられている事業者もございますので、この課題感などが、どの事業に関して言っていることなのかということを捉えるのが非常に今までの調査だと困難ということで、こうした作りに今回からしたという形になります。

また、問3-1に関しては、横山委員がおっしゃるのは、例えば、人材に関して、利用者に関して、その他事業運営に関してなど3つの設問ぐらいに設問自体も分けたらどうかというようなお話をよろしかったですか。

○横山委員

その通りです。

○萩谷委員

法令順守は絶対だと思いますが、この計画を立てるにあたっては、サービスを受ける側の立場に立つ方がいいのかなと思っています。その法令を守ることが動きやすさに繋がるのであれば、それは大事だと思いますがそれが動きづらさに繋がる部分がもしもあるとしたら、考えていく余地があるならば、考えていくのがよいのかなと思っています。

○松鶴委員長

具体的にどう作りますか。

○萩谷委員

法はそんな簡単には変えられないと思うので、それが可能である部分があるのかどうかその辺も検討してもいいのかなと思っています。

○廣田委員

法令順守のことですが、事業所がその適正な運営をするためにはとても大切な項目だと思っておりまして、これを入れたらどうかと個人的には思いますが、このアンケートによって、計画の策定をする目的だけであれば、特段に入れなくてもよいかと思います。

○山田委員

計画策定に繋がるかどうかということを考えても、法令順守の件は、私はどこかに形として入れた方がよいと思います。入れ方としては、やはり先ほど出ていましたように、研修について聞く、あるいは例えば何かが起こりそうなときに連絡先を知っているかどうか、そうした行動ができるような形になっているかどうかということなどは大事なことかと思います。それは市の計画にも関わってくることだと思いますので、入れた方がよいかと思います。

○高丸委員

当たり前のことを述べているので、それ以上必要ではないと思います。それをするのが当たり前のことで、改めて言うこともないのかなと思います。きちんとやっている事業所がたくさんあると思いますので、その事業所の方がアンケートに答えてくださったことを信頼してやっていただきたいなと思います。

○西表委員

市民として、皆さん事業者様たちの毎日のご苦労を身にしみて感じておりますありがとうございます。今のところのアンケートは事業者に対して、事業者名をお書きくださいとなっていますので、これは一職員さんが書くよりも事業所の組織として長の方が書かれると思いますので、まずその方は法令順守はもちろんのこと、それを職員の方にいかに広めるか、推進していくかということが大事だと思いますので、それも織り込んでその事業所の長の方の意見としての回答でよろしいかと思います。

○松鴎委員長

盛り込んだ方がよいという話もあり、無理にそこまでと言わなきこともありますし、形としては、西表委員がおっしゃるように、組織名が入ることになりますので、うちは法令順守していませんとまず回答できないと思います。

そのため、もう少し工夫した格好で、先ほどあったように法令順守の中には別にいろいろものがあるので、例えば、合理的配慮に対応しているかどうか、セクハラで訴える受付組織を持っているかどうかなど、そうしたことが法令順守の中では入るはずです。ただしたものなどをどこまで項目として入れ込んでいくかどうかで、何とも意見が分かれていますが、入れ込むのであれば、今言ったように選択肢の項目として2つ3つ入れるかどうかです。

さきほど言った法令順守に伴うような研修をしていますかといった選択肢の中として作っていく、項目立てるというそのレベルの大きさでやるとまず駄目だと思います。それをやっていくかどうかという形の選択肢を作るかどうか、もしそういう格好でやるのであれば先ほどお話しましたように、問3-1をもう少し細分割して、いくつか分けてその中の1つの選択肢として、明確に法令順守的な研修やっているかどうかというのを入れるかどうかという形で何とか間をとっていく感じかもしれません。事務局はどうですか。

○事務局（鈴木副主任査）

大丈夫ですが、やはり懸念しているのが、選択肢があまり増えることを懸念しております。例えば、問3-1の選択肢でもし削れるものがあれば削った上で加えるなどができるばすごくあります。現状、今の社会情勢的にこうした項目は不要ではというものがもしあれば、その上で追加したいと思います。

○松鴎委員長

今お話のあったように、問3-1の選択肢について、余計な選択肢に関してあまり問題にならなさそうな選択肢は、できるだけ削り、さきほど言いました人権等に関する法令順守の選択肢を逆に入れていくような感じでどうでしょう。そうすると、皆さんのご意見を伺いたいのは、問3-1の中で項目どれを減らしていくかです。せめて10前後くらいの選択肢になると最高だと思いますが、現場の感覚からすると、サービス運営の課題の中で、そんなに大きく問題ならないというのを削るとなると、皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○上杉委員

削るのではなく、まとめたらよいのではないかと思います。

○松鴎委員長

人材の確保や定着は考えてみたら問7になるので、そこに入れ込んでしまえば選択肢1は完全に抜いても大丈夫だと思います。人員の基準（資格要件が厳しい）というのも、実は問7の方で組み込む可能性ができそうです。そうするとスタッフの人員確保等に関しては、選択肢1、2、5の3つの選択肢は抜いてしまってよいかと思います。最後の選択肢15のその他もいらないです。それで削っていくと、今言いました選択肢1、2、5、15を抜いていきますと、全部で4つ抜くことになるのでこれで選択肢は11個となります。あともう少し減らすとすると、利用者側の問題である選択肢7、8、9、10、11あたりでしょうか。今いくつか抜いた段階で12、13の選択肢に収まりそうです。

○事務局（鈴木副主任査）

今、確認したところ前回調査だと、今お話のあった7から11の利用者に関する事項などは回答がばらけているようなので、なかなか含有が難しく、事業者で抱えている課題感、課題性が違うようです。委員長がおっしゃっていただいたように人員の関係は何とか残すような形と、12、13を合体するようなイメージで、選択肢としては、法令順守のための研修等の実

施などと入れていく感じでしょうか。

○松爲委員長

わかりました。そのように事務局で調整していただければと思います。

次に議題（6）、自立支援協議会向けのアンケートについて、事務局よりよろしくお願ひします。

○事務局（鈴木副主査）

議題（6）の自立支援協議会向けヒアリング調査について、ご説明します。資料7をご覧ください。

初めにご説明したとおり、本調査に関しては前回調査から大きく変更する予定です。前回調査までは、自立支援協議会の各部会に対して、アンケート調査により調査していました。

しかしながら、自立支援協議会は、それぞれの部会等が日々検討を重ねており、他の調査から得られる現状の課題等だけでなく、検討している将来の在り方など今後のお話が聞けるのではと考えています。そのため、従来のアンケート調査ではなく、ヒアリング調査により課題の再確認や将来的なお話などを深堀していきたいと思います。

また、前回調査では部会のみでしたが、市の重点課題に対して検討を重ねているという観点から、プロジェクトも加えて調査を実施する予定です。なお、調査方法の変更に関しては、事前に自立支援協議会ではご了承をいただいております。

実施時期としては11月ごろからを予定しており、今後、自立支援協議会代表者会議でご説明の後、各部会等の事務局と日程や実施方法等を個別に調整する予定です。

ヒアリングのテーマとしては、本資料にあるとおり、現在各部会等が検討しているテーマに、現計画の関連する施策の方向性を絡めて伺う予定です。

自立支援協議会向けヒアリング調査についての説明は以上です。

○松爲委員長

では、この今回初めて行う自立支援協議会向けのヒアリングですが、何か皆さんご意見ご質問等ございましたらどうでしょうか。

○柴田委員

丁寧にやっていたため、協議会としても、より施策に反映できると思いますので、今回のこのヒアリングに関しては、事務局や代表者会議での了承を得ながら進めていただければと思います。

○松爲委員長

自立支援協議会とは考えてみると一番現場の吸い上げの場だと思います。各部会が非常にボトムアップの格好で現場の空気、流れ、課題を一番よく分かっているため、それを単なるアンケートではなく、ヒアリングすることで、事務局ご指摘のように、極めて深掘りできるような情報が入ってくると思います。しかもそれを資料7にありますように、具体的な関連施策とリンクしているような格好で質問をしていくため、今までにないような形でより深い情報、質の良い情報が取れる可能性があると思っています。そうした意味で私は今までと違い、今回初めてこのヒアリングをやることは極めて効果を期待したいという感じがします。

○田中委員

暮らしの基盤強化部会を事務局担当していますが、すごく具体的な単純な質問ですが、協議会へのヒアリングは事務局に対するヒアリングなのか、部会長、副部会長含めたヒアリングなのか、もしくはその部会は年に3回から4回ほど年間で会議を開催していますが、その会議の部会に来ていただいて、その他の委員も含めたヒアリングを実施する予定なのか、そうすると時間を確保して少し直接の意見交換もできると思いますが、部会運営の方に関わってきますので、どういう構想をお持ちなのか伺えたらと思います。

○事務局（鈴木副主査）

それに関しましては、それぞれの部会の事務局と個別に調整させていただければと思っており、部会の状況等に応じて、実際に部会に来た方がよいとおっしゃるところもあれば、事務局だけとお話しの方がとおっしゃるところもあるかと予想しております。そこは実情に応じて様々な手法でお伺いできればなと思っておりますが、逆に何かこういう方がよいというご意見があればぜひいただきたいと思います。

○田中委員

調査項目についてある程度構想があるようであれば、それを見せていただいて部会の皆さんにも意見を聞いて決めたいという気はしますので、部会の開催の回数が限られていますので、早めに打ち合わせできればと思います。

○事務局（鈴木副主任）

調査は、11月頃からを予定しています。早めに事務局の皆様とはお話し合いさせていただき、実際の実施手法やテーマなどを具体的に設定できればと思いますので、早めに連絡は取らせていただきます。

○松原委員長

他に何かこれに関してご質問ご意見等ございましたらお願いします。

それではないようでしたら、一応これで議題が終わりましたので、最後、もし委員の皆さんから情報提供などがございましたら、よろしくお願いします。

○上杉委員長

今、皆様のお手元に配付いたしましたチラシについてですが、茅ヶ崎市合理的配慮促進条例を考える会という当事者や支援者や事業所の方々で構成された会が、実はもうすでに2年半ぐらい前から市内で活動をしております。合理的配慮の提供が、事業所に対しても去年の春から義務になりましたが、実感として当事者の方はいまだにいろいろなことを経験しており、こうした合理的配慮に欠けたようなことが起こったときに、どうしたらよいか分からぬという状況です。合理的配慮という考え方でできたので進めていきたいという中で、条例を作っていくのが有効ではないかということから生まれた会です。実際に差別をなくす、こうした条例が、今、全国で185ぐらいできており、都道府県単位、市町村単位でできています。一番初めは皆さんご存じだと思いますが、20年前に、千葉県で「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」という条例ができ、そこからどんどん広がってきています。今回、条例の形がよいかどうかは別にして、こうした合理的配慮をもっと進めていくことについての計画を第8期に盛り込んでいただけないかというのが希望です。そのため皆様にまずこのチラシをお渡しして、皆様にもぜひ考えていただきたいということで、お渡ししています。毎月、定例会をやっておりますので、ご関心があればぜひいらしてください。計画は具体的に来年度に向けて、作り上がっていき段階で、何らかの形で盛り込んでいただきたいとは思っています。

○松原委員長

他にないようでしたら、最後に事務局から事務連絡お願いいたします。

○事務局（松原主任）

本日いただいたご意見をもとにアンケート調査を修正します。

調査実施のタイミングはコンサルティング企業との契約締結に左右されますが、調査票が完成したら、委員の皆様へ完成したものを調査実施前に送付いたしますので、ご確認ください。

ヒアリング調査につきましては協力団体に順次ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

初めにご報告した通り、次回の委員会は年度末を予定しております。日程が決まりましたら、早めにご連絡させていただきますので、ご出席のほどお願いします。

○松原委員長

どうもありがとうございました。皆さんお疲れ様でした。